

福祉バスの当面の運行について（新型コロナ関連）

（令和5年3月13日現在）

福祉バスの運行に関しては「福祉バスのご利用について」の記載に基づきますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当分の間、一部異なる利用条件等を設けます。この文書をよくお読みのうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。なお、この内容は令和5年3月13日（月）の利用分から適用します。

1. 利用条件の制限について

◎乗車人数等の制限を次のとおりとします。

（1）乗車人数：10～14名

※乗車時間が連続して1時間を超える場合は、1時間ごとに1回程度、換気のための休憩をとってください。

2. 利用団体への依頼事項

（1）利用団体の代表者は、万が一感染者が発生した場合に備え、利用者名簿を作成してください。名簿は、利用当日に運転手に提示し、その後1か月間保存してください。

（2）利用者は密にならないよう、座席表で指定された席を使用してください。

（3）利用者は次のことを徹底してください。

- ・検温（当日利用前に各自で）
- ・車内での会話を控える
- ・手洗い、手指の消毒、咳エチケットなどの感染防止策
- ・行き先での感染対策
- ・ごみの持ち帰り
- ・運行中に発熱者が出た場合の運行中止
- ・バス利用当日に次の1～6のいずれかに該当する者の利用取りやめ
 - 1) 37.5℃以上の熱がある（または平熱より1℃以上高い）
 - 2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）がある
 - 3) せき、のどの痛みなど風邪に似た症状がある
 - 4) 味覚・嗅覚に異常がある
 - 5) 過去2週間以内に、感染が拡大している国・地域への訪問歴がある
 - 6) 新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある

（4）利用団体の代表者は、バス利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した利用者がいた場合は、速やかに福祉総務課に報告してください。

（裏面に続きます）

3. 福祉総務課が実施する感染対策

(1) 車内の備品、装備に関するもの

- ・消毒液の常備
- ・体温計の常備
- ・非接触式温度計の常備
- ・感染防止のための注意喚起の貼り紙掲出

(2) 運転手の実施するもの

- ・検温（運行前と後）、熱が 37.5℃以上または平熱より 1℃以上高い場合は代務員が運行
- ・マスクの着用
- ・手洗い、手指の消毒、咳エチケットなどの感染防止策
- ・車内の消毒

4. 運行中止について

◎次の場合は運行を中止します。（(3) (4) の場合は運行の一部を中止します。）

- (1) 愛知県を対象に「緊急事態宣言」（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づくもの）が発出されている期間
- (2) 愛知県で「まん延防止等重点措置」が実施されている期間（重点措置を講じるべき区域に一宮市が該当しない場合も含む）
- (3) 行き先や運行経路上の県・市町村において、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が実施されている期間（当該県への移動を中止。当該県を通過することも中止）
- (4) 国や愛知県から、県外への移動自粛が求められている期間（愛知県外への移動を中止）
- (5) 上記のほか、一宮市が安全管理上特に必要と認めたとき

※ 3月13日現在、過去の措置内容に照らした基準です。将来、措置の内容が変更されたり、新たな措置が取られたりしたときはこの限りではありません。

なお、中止により利用予定団体が被った不利益（昼食代、施設予約のキャンセル代など）について、市で責任を負うことは一切できません。また、別日への振替運行もいたしません。以上のことをご理解いただいた上で福祉バスを利用いただきますよう、お願いします。

5. その他

◎上記1～4について、感染拡大状況等により内容を変更する場合があります。

◎「福祉バスのご利用について」の注意事項もお読みください。